（別記）

2020年度いわき地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、年間の日照時間が長く、寒暖差が比較的少ない温暖で過ごしやすい気候であることから、水稲を中心に果樹・野菜・花きといった多種・多様な作付けが行われており、特にトマト・いちごなどは大規模な施設栽培等に取り組むなど、周年的に安定した生産が行われている。

一方、本地域の中心的な作物である水稲（主食用米）の需要が減少していることから、今後については、多種・多様な作付けを推進していくことに加え、更なる水田の有効活用を行うべく、飼料用米や飼料作物等といった作物の作付けを推進し、水田面積の維持を図ることが必要である。

また、農業従事者の高齢化と新規就農者の確保に加え、不作付地の増加といった問題も地域が抱える課題となっている。

２　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

東京電力㈱福島第一原発事故後、著しく低下したいわき産米のイメージを回復させるため、関係機関・団体で構成されるいわき地域の恵み安全対策協議会において、本市産コシヒカリを「Iwaki　Laiki」とネーミングし、構成メンバー協力のもと、2014年10月から販売を開始、安全・安心な米生産と風評払拭そして、売れる米づくりに取り組んできた。

今後は、良食味・品質向上に取り組むとともに、プレミアム商品である「Premium Iwaki　Laiki」の生産を維持し、需要に応じた販売拡大を目指す。

（２）非主食用米

実需者ニーズ（販売条件等）を的確に把握し、水田の有効活用と収量増加に向け、計画的な生産・集荷体制の構築を図る。

また、国による生産数量目標の配分が廃止されたことに伴い、需要に応じた米生産の推進はますます重要となることから、転作作物の導入をより積極的に推進し、水田の効率的な活用に努める。

ア　飼料用米

産地交付金を活用し、水田の有効活用を図りながら、　多収品種の導入、コスト低減、団地化等といった生産性の向上における取り組みを実施し、2020年度には、926haまでの作付拡大を目指す。

また、耕畜連携（わら利用）を用いて畜産農家に稲わら供給を行うことにより、資源の有効的な活用に努める。

イ　米粉用米

多収品種の導入などによるコスト低減等に取り組み生産・拡大を図る。

ウ　新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、国内外において米の新市場の開拓を図り、新たな供給先の確保による市場規模の拡大を目指す。

エ　WCS 用稲

産地交付金を活用し、地域の畜産農家と連携を強めながら、専用品種、コスト低減、団地化等の取り組みを推進するとともに、現在、WCS 用稲を利用している需要者以外への畜産農家に対する利用拡大も推進し、2020 年度には、54ha までの作付拡大を目指す。

また、耕畜連携（資源循環）を用いて稲作農家と畜産農家間で飼料とたい肥を供給しあい、相互で連携を取り合えるような持続可能な農業を目指す。

オ　加工用米

産地交付金を活用し、コスト低減等に取り組むとともに、安定的な取引が出来るよう関係機関・団体が支援を行い、取組面積や数量面積の維持・拡大に取り組む。

（6.2ha（2019）→8.4ha（2020））

カ　備蓄米

水田における転作作物として有効であることから、優先枠の確保に努め、安定的供給ができるよう、関係機関・団体が支援を行い、取組面積や数量の維持・拡大に取り組む。（157ha（2019）→157ha（2020））

（３）麦、大豆、飼料作物

麦・大豆について水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）や産地交付金（二毛作助成等）、畑作物の直接支払交付金を活用し、作付面積の維持・拡大を図る。

飼料作物については産地交付金（耕畜連携）を活用し、コスト低減・品質向上等への取り組みを推進する。（164.5ha（2019）→259ha（2020））

（４）そば、なたね

そば・なたねについて水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）や産地交付金（二毛作助成等）、畑作物の直接支払交付金を積極的に活用するとともに、排水対策・土壌改良等ほ場整備や技術導入を図り、技術の高位平準化（二毛作等適期作業の普及）による品質向上や団地化、実需者の求める品種の導入に努める。

（５）高収益作物（園芸作物等）

本市園芸作目の生産振興に向けた計画である「農業生産振興プラン」において推進している、「ねぎ」「トマト」「いちご」等の野菜、「菊」などの花き、「イチジク」「梨」といった果樹を地域振興作物として位置付け、系統販売を基本とした共販率の向上に取り組む。

また、その地域振興作物として位置づけした、野菜・花き・果樹の産地形成を維持・拡大することを目的として、水田を活用して取り組む生産者への支援を図るため、産地交付金を活用するとともに、地域振興に資する加工・販売（６次産業化）について検討する。（19.4ha（2019）→23.4ha（2020））

（６）畑地化の推進

水田活用の直接支払交付金に頼らず、高収益作物（野菜等）の本作化に取り組み、地域において効率的な土地利用の普及・拡大を推進する。

３　作物ごとの作付予定面積

作物	前年度の作付面積 （ha）	当年度の作付予定面積 （ha）	2020 年度の作付目標面積 （ha）
主食用米	３５７１	３４１０．６	３４１０．６
飼料用米	４８５．０	９２６．３	９２６．３
米粉用米	０．４	０．３	０．３
新市場開拓用米	０	０．３	０．３
WCS 用稲	３９．８	５４．１	５４．１
加工用米	６．２	８．４	８．４
備蓄米	１５７	１５７	１５７
麦	１３．０	８．３	８．３
大豆	１５．７	４２．７	４２．７
飼料作物	１３５．８	２０７．９	２０７．９
そば	９．３	１３．５	１３．５
なたね	７．５	７．５	７．５
その他地域振興作物	１９．４	２３．４	２３．４
野菜	１８．５	２１．９	２１．９
・ねぎ	２．１	２．０	２．０
・トマト	５．０	６．５	６．５
・いちご	６．０	７．５	７．５
・きゅうり	３．５	３．８	３．８
・いんげん	０．３	０．１	０．１
・ブロッコリー	０．７	０．９	０．９
・アスパラガス	０．９	１．１	１．１
花き	０．８	１．２	１．２
・菊	０．８	１．２	１．２
果樹	０．１	０．３	０．３
・イチジク	０．１	０．２	０．２
・梨	０	０．１	０．１

４　課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米 （一般品種・多収品種）	新規需要米 生産性向上助成	飼料用米取組面積 １０a 当りの生産コスト	(2019 年度)387.3ha 112,528 円/10a	(2020 年度) 410.5ha 96,726 円/10a
1	WCS 用稲	新規需要米 生産性向上助成	WCS 用稲取組面積 １０a 当りの生産コスト	(2019 年度)31.8ha 112,528 円/10a	(2020 年度) 34.3ha 96,726 円/10a
2	麦	水田畑作等 団地化助成	３ha 以上の連坦団地化面積 １０a 当りの労働時間	(2019 年度)0ha 0 時間/10a	(2020 年度) 3.4ha 17.99 時間/10a

2	大豆	水田畑作等 団地化助成	３ha 以上の連坦団地化面積 １０a 当りの労働時間	(2019 年度)0ha 0 時間/10a	(2020 年度) 18.1ha 17.99 時間/10a
2	そば	水田畑作等 団地化助成	３ha 以上の連坦団地化面積 １０a 当りの労働時間	(2019 年度)0ha 0 時間/10a	(2020 年度) 5.4ha 17.99 時間/10a
2	なたね	水田畑作等 団地化助成	３ha 以上の連坦団地化面積 １０a 当りの労働時間	(2019 年度)0ha 0 時間/10a	(2020 年度) 1.2ha 17.99 時間/10a
3	野菜 ・ねぎ ・トマト ・いちご ・きゅうり ・いんげん ・ブロッコリー ・アスパラガス	地域振興作物 加算助成	地域振興作物の作付面積	(2019 年度) 2.1ha (2019 年度) 5.0ha (2019 年度) 6.0ha (2019 年度) 3.5ha (2019 年度) 0.3ha (2019 年度) 0.7ha (2019 年度) 0.9ha	(2020 年度)2.0ha (2020 年度)6.5ha (2020 年度)7.5ha (2020 年度)3.8ha (2020 年度)0.1ha (2020 年度)0.9ha (2020 年度)1.1ha
3	花き ・菊	地域振興作物 加算助成	地域振興作物の作付面積	(2019 年度)0.8ha	(2020 年度) 1.2ha
3	果樹 ・イチジク ・梨	地域振興作物 加算助成	地域振興作物の作付面積	(2019 年度)0.1ha (2019 年度)0ha	(2020 年度) 0.2ha (2020 年度) 0.1ha
4	・麦 ・そば	戦略作物助成 （二毛作）	二毛作取組面積	(2019 年度)0ha (2019 年度)2.5ha	(2020 年度) 0.5ha (2020 年度) 1.5ha
5	・飼料用米生産ほ場の稲わら	わら利用 （耕畜連携）	わら利用取組面積	(2019 年度)41.6ha	(2020 年度) 69ha
6	粗飼料作物 ・WCS 用稲 ・飼料作物	資源循環 （耕畜連携）	資源循環取組面積	(2019 年度)23.3ha (2019 年度)3.1ha	(2020 年度) 32.7ha (2020 年度) 5.4ha

※　必要に応じて、面積に加え、当該取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定して下さい。

※　目標期間は３年以内としてください。

５　産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1．地域農業再生協議会名

いわき地域農業再生協議会

2．活用予定額の総括表

（単位：円）

協議会等名	配分枠（A+B）			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
いわき地域農業再生協議会	42,970,000	42,970,000		33,975,500

（注）追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

42,970,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3																合計② ※5	所要額 ①×② (円)
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	高収益作物				雑穀	その他		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物				
1	新規需要米生産性向上助成	1	4,500					41,050	3,430											44,480	20,016,000
2	水田畑作等団地化助成	1	4,500	340	1,810							540	120							2,810	1,264,500
3	地域振興作物加算助成	1	7,500											2,190	120	30				2,340	1,755,000
4	戦略作物助成(二毛作)	2	11,500	50								150								200	230,000
5	わら利用(耕畜連携)	3	10,000					6,900												6,900	6,900,000
6	資源循環(耕畜連携)	3	10,000			540			3,270											3,810	3,810,000
合計(基幹)※4			実面積	340	1,810	540		41,050	3,430			540	120	2,190	120	30				50,170	33,975,500
合計(二毛作)※4			実面積	50								150								200	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。
※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。
※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。
※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。
※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

調整については、上限単価を上限に一律に単価の上乗せを行う。
単価の計算方法：配分額のうち活用可能額／取組面積の合計（100円未満切り捨て）

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

調整については、助成単価を一律減額することを基本とする。
なお、次の単価調整係数（小数点第四位以下切り捨て）を用い、調整後の単価は10円未満切捨てとする。
単価調整係数≒配分額合計／所要額の合計
調整後の単価≒調整前の単価×単価調整係数

6. 高収益作物について

該当作物なし

注1　産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹を除く）を記載してください。
注2　収益性のわかるデータを添付してください

産地交付金の活用方法の明細（個票）

<table>
<tr><td>協議会名</td><td colspan="4">いわき地域農業再生協議会</td><td>整理番号</td><td>1（継続）</td></tr>
<tr><td>使途名</td><td colspan="6">新規需要米生産性向上助成</td></tr>
<tr><td>対象作物</td><td colspan="6">飼料用米（一般品種、多収品種）、WCS用稲（基幹作物）</td></tr>
<tr><td>単　価</td><td colspan="6">4，500 円/10a（上限7，000円/10a）</td></tr>
<tr><td>課　題</td><td colspan="6">福島県では、飼料用米・WCS用稲を主要な転作作物の1つとして位置付けていることから、本市においても転作推進のための主要な作物として奨励している。
2019年度において、地域協議会として飼料用米・WCS用稲等の作付け推進に係るチラシを送付し、推進を図ってきたが、飼料用米については生産数量目標の廃止に伴い、主食用米に転換する農家が増加したことにより飼料用米全体の作付面積は485haと前年より減少することとなった。WCS用稲については耕作していなかった土地からWCS用稲に転換した農家があり総作付面積で若干の増加が見られた。
2020年度においては、地域協議会として過去2年間に飼料用米を作付けしたが、今年度作付けしないこととした農家に対しチラシを送付し、取組拡大へ向けた推進を図る。
これまでコスト削減を目標に新規需要米の作付けの推進を図ってきたが、地域での取り組みも定着してきていることから更なるコスト削減を図るため新たな取組要件を設定し推進を図ることが必要となっている。このため、本年から具体的要件の2．取組要件の①から⑧のいずれかに取り組むことを①から⑧のいずれか2つ以上に取り組むことを取組要件に設定し生産コストの削減を図る。
目標について、面積は現状の飼料用米387.3ha、WCS用稲31.8haを、2017年度及び2018年度における各年度の飼料用米及びWCS用稲作付面積の対前年増加率の平均を増加率として計算し（飼料用米：約6%、WCS用稲：約8%）、飼料用米410.5ha、WCS用稲34.3haとする。生産コストは現状112,528円/10aを96,726円/10aまで削減することをビジョンの2020年度新たな目標に設定し推進する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">目　標</td><td colspan="2"></td><td>2017年度</td><td>2018年度</td><td>2019年度</td><td>2020年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飼料用米取組面積
WCS用稲取組面積

10a当りの生産コスト平均</td><td>目標</td><td></td><td></td><td></td><td>410.5ha
34.3ha
96,726円/10a</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>616.6ha
34.3ha
107,324円/10a</td><td>452.6ha
31.5ha
100,326円/10a</td><td>387.3ha
31.8ha
112,528円/10a</td><td></td></tr>
<tr><td>内　容</td><td colspan="6">飼料用米（一般品種・多収品種）、WCS用稲について、生産性向上を図り生産する取組を支援する。
なお、飼料用米については、県枠設定の飼料用米に対する各種支援に上乗せによる支援を行う。</td></tr>
<tr><td>具体的要件</td><td colspan="6">1，助成対象者
実需者等への出荷販売を目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織

2，取組要件
・新規需要米取組計画の認定を受けること
（多収品種とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める品種とする。）
・生産コスト削減のため次のいずれか2つ以上に取り組むこと。
①直播栽培(福島県稲作畑作技術指針に基づく栽培を行うこと)、疎植栽培（株間23cm以上広げた栽培）、乳苗移植、無代かき移植
②堆肥散布、土壌分析・生育分析のいずれかを踏まえた施肥
③肥料農薬の低減（エコファーマー等での慣行2割以上削減）、プール育苗、温湯種子消毒、流し込み施肥、育苗箱全量施肥、側条施肥、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植え同時処理
④0.8ha以上の団地化（団地化要件は、別紙1のとおり）
（ 一括管理の場合は、④を除いた中から取組むとともに、主食用米も同様に取組むこと）
⑤担い手（農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プラン（経営再開マスタープラン）に位置付けられた地域の中心となる経営体）が行う集積取組
⑥立毛乾燥（飼料用米）、共同乾燥調製施設（CE、RC）の活用（飼料用米）、収穫・乾燥機械の共同利用
⑦収穫・流通体制の改善（オペレータやコントラクタ等への作業委託、フレコン・バラ出荷）
⑧不作付け水田への作付け（生産規模拡大によるスケールメリット）</td></tr>
<tr><td>取組の確認方法</td><td colspan="6">1，助成対象者
営農計画書又は交付申請書。併せて出荷契約書、販売伝票、栽培管理日誌等による出荷・収穫・販売を行ったことが分かる書類

2，取組要件
・新規需要米認定結果通知書、多収品種種子購入伝票（自家採種の場合は、自家採種の取組申請書及び導入当初の種子購入伝票）
生産コスト削減の取組は以下の方法で確認する。
①，②，③，⑥，⑦は収量・品質向上等の取組を行ったことが分かる書類又は現地確認
④，⑤については、水田台帳・ほ場位置図・団地化計画図・営農計画書又は現地確認
⑧については、前年度及び今年度の水田台帳・営農計画書、交付申請申請書、作業日誌等の書類又は現地確認</td></tr>
<tr><td>成果等の確認方法</td><td colspan="6">2020年12月末までに、以下の方法で確認する。
・各作物の作付面積については、交付対象面積を集計する。
・各作物の生産コストについては、対象者の農業収支内訳書を分析・確認する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="6">2020年度の取組の検証を行いながら、次年度以降も継続する。</td></tr>
</table>

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	いわき地域農業再生協議会	整理番号	2（継続）
使途名	水田畑作等団地化助成		
対象作物	麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）、そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）		
単　価	4，500 円/10a（上限7，000円/10a）		

課　題

本市では転作作物の1つとして麦、大豆、そば、なたねを位置付けているが、今後利用集積を行い取組面積を拡大することで作業を効率化し、労働時間の縮減やコスト削減につなげることを目的として、当該作物の団地化の推進を図っている。
2018年度は、生産者が大豆等畑作物の連作障害を懸念し、作付ほ場の変更があったことにより畑作物の団地化助成該当者がいなかった。2019年度においては、大豆の作付者には大規模農家へブロックローテーションの導入を推奨したが、該当者はいなかった。また、そばの取組については、栽培暦を活用した転作の推進を図るとともに、団地化のメリットを周知したが、該当者はいなかった。原因としては、地域ビジョン策定時に地域協議会として検討を行い4ha以上という団地化要件を設定したものの、この2年間の取組を検証すると要件が厳しく、当市の実態に即していないと考えられる。このため、地域協議会として再度検証を行い2019年度において2.5haの団地化の取組の実績はあったことから、団地化要件を3ha以上に見直しを行い推進を図ることとする。
本市では市内でも数少ない畑作物取組者を今後も維持し、かつ増加を目指すためのインセンティブとして、団地化要件は今後も継続し、引き続き団地化と労働時間の削減を目指していく。
なお、目標面積について、これまで2年間取組実績がなかったことから地域協議会として再度検証を行い見直しを行うこととする。

目　標

			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
3ha以上の連坦団地化面積	麦 大豆 そば なたね	目標				3.4ha 18.1ha 5.4ha 1.2ha 17.99時間/10a
10a当りの労働時間（平均）		実績	0ha 19.5ha 0ha 0ha 19.99時間/10a	0ha 0ha 0ha 0ha －	0ha 0ha 0ha 0ha －	

内　容

麦、大豆、そば、なたねを作付する際、3ha以上の連坦団地を構成して生産する取組を支援する。

具体的要件

1，助成対象者
実需者等への出荷販売を目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織
※実需者等と出荷販売契約を結び、麦、大豆、そば、なたね（基幹作物）の対象作物を、
（複数の農業者による共同作業の場合その合計面積であれば各要件を満たしたものとする。）
合計3ha以上団地化で取り組むことを前提とする。

2，取組要件（団地化要件において①～⑥のいずれかを満たし、出荷要件において⑦を満たすもの）
①2つ以上のほ場が畦畔で接続し、若しくは、農道または水路等で接続しているもの
②2つ以上のほ場が各一隅で接続し、若しくは、段状をなしている2つ以上のほ場の高低差が作業継続に支障ないもの
③2つ以上のほ場が当該耕作者宅地に隣接しているもの
④同じ進入路に面した2つ以上のほ場の間に一筆のほ場が存在しているもの
⑤2つのほ場の進入路間距離がいずれかのほ場1辺以下、若しくは、概ね100m以下となっているもの
⑥農道及び用排水路に囲まれた一連の農地に2つ以上のほ場があるもの
※そば・なたねに限り、排水対策を行うこと（明渠・暗渠の施工、高畔栽培、心土破砕、畔間排水等）
⑦実需者等との出荷販売契約を締結すること

取組の確認方法

1，助成対象者
営農計画書又は交付申請書。併せて出荷契約書、販売伝票、栽培管理日誌等による出荷・収穫・販売を行ったことが分かる書類

2，取組要件
団地化要件
出荷契約書、販売伝票、作業日誌等により出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類又は現地確認
水田台帳、団地化作業計画書、ほ場位置図又は現地確認
※そば・なたねに限り作業日誌等の取組が分かる書類又は現地確認

成果等の確認方法

2020年12月末までに、以下の方法で確認する。
・各作物の作付面積については、交付対象面積を集計する。
・労働時間については、対象者から聞き取り調査を行い確認する。

備考

2020年度の取組の検証を行いながら、次年度以降も継続する。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	いわき地域農業再生協議会	整理番号	3（継続）
使途名	地域振興作物加算助成		
対象作物	野菜（いちご、ねぎ、トマト、きゅうり、いんげん、ブロッコリー、アスパラガス）、花き（菊）、果樹（イチジク、梨）≪基幹作物≫		
単　価	7，500 円/10a（上限10，100円/10a）		
課　題	本市においては、経営の多角化・複合化を推進するため、高収益が見込まれる園芸作物について取組の推進を図っている。 2019年度は当協議会として市と連携し、安全で高付加価値な農作物の認証であるGAPの取得を奨励するとともに、消費者に対しGAP認証制度の周知を行ってきたが、生産者の高齢化と担い手不足により、野菜栽培面積は横ばいとなり、花き栽培面積は減少することとなった。2020年度においても当協議会として市と連携し継続してGAP認証制度の奨励と消費者への認知度上昇をはかり、若手生産者の生産意欲を高め高収益作物への参入を図っていく。 市プランで定めた作物については、地域において農家経営の主要な作物であり、今後も積極的な施策展開が検討されていることから生産・拡大が期待される作物であるため、2020年度以降も支援を継続し、作付面積の拡大と推進を図る。 交付単価については、土壌改良に伴う生産コストが5,000円/10a程度であり、取組をより加速化する必要があるため、生産コストの60%程度を支援することとし、当初単価を7,500円/10a、上限単価を10,100円/10aへ増額する。		

目　標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域振興作物の作付面積	野菜 花き 果樹	目標		19.8ha 1.1ha 0.2ha	20.8ha 1.1ha 0.3ha	21.9ha 1.2ha 0.3ha
		実績	18.8ha 1.0ha 0.2ha	18.5ha 1.1ha 0ha	18.5ha 0.8ha 0.1ha	

内　容	対象作物を露地および施設にて栽培生産し、出荷・販売を行う取組を支援する。
具体的要件	1，助成対象者 実需者等への出荷販売を目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織 ※実需者等と出荷販売契約すること（収穫を含む）を前提とする。 2，取組要件 ①二毛作が可能な作物については春夏作又は秋冬作のいずれかのもの ②収穫まで一年を超える作物については当地域の栽培指針に沿った肥培管理を行った場合対象とみなす ③果樹については新植後三年目までとする なお、野菜（アスパラガス）、果樹（イチジク・梨）については、新植した年度は、出荷・販売がなくても当地域の栽培指針に沿った肥培管理を行えば助成対象とする ④土壌改良の取組を行うこと
取組の確認方法	1，助成対象者 営農計画書又は交付申請書。併せて出荷契約書、販売伝票、栽培管理日誌等による出荷・収穫・販売・肥培管理を行ったことが分かる書類 2，取組要件 ①②③④出荷契約書、販売伝票、資材購入伝票、栽培管理日誌等による出荷・販売・収穫・肥培管理を行ったことが分かる書類又は現地確認
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 ・露地および施設にて栽培した作付面積について、交付対象面積を集計する。
備考	地域振興作物については今後も作付面積を拡大する必要があることから、取組要件についての変更は行わず、次年度以降も継続する。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	いわき地域農業再生協議会	整理番号	4（継続）
使途名	戦略作物助成（二毛作）		
対象作物	戦略作物：麦・そば（二毛作）		
単　価	11，500円／10a（上限15，000円／10a）		

課　題

本市において、2017年度二毛作（麦・そば）の取組の現状は1haとなっており、そば・麦の取組面積の5．9%にとどまっている。市内において2017年度二毛作に取り組んでいる農家はわずか3名であるため、農地の高度利用や土地利用型農業の収益性向上を図るためにも、新規需要米の生産に加え、今後二毛作の取組者数・取組面積をそれぞれ拡大する必要がある。
2019年度は転作奨励に従って、2名が基幹作が麦との組み合わせでそばの二毛作に取り組んだ。2020年度も引き続き交付金の活用や需要のある作物への転作を会議等で周知を図っていく等により、作付けを推進していく。
当協議会としては二毛作を含めた畑作物の作付を推進しており、市内では数少ない畑作物取組者の増加を目指すためにも、麦については目標値を維持したままとし、目標を達成しているそばについても、2019年度の令和元年東日本台風被害によりそばの作付に対して二の足を踏む生産者も出てくると考えられることから、目標値を維持したままとして、二毛作に対する支援を継続していく。
2018年度実績について、前年度ビジョンで誤りがあったため修正を行った。

目　標

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
二毛作取組面積（麦） 二毛作取組面積（そば）	目標		0.3ha 1.0ha	0.4ha 1.2ha	0.5ha 1.5ha
	実績	0.3ha 0.9ha	0ha 0.5ha	0ha 2.5ha	

内　容

水田における主食用米と対象作物、又は対象作物同士の組み合わせによる二毛作の取組について支援する。

具体的要件

1，助成対象者
実需者等への出荷販売を目的として対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農組織

2，取組要件
①主食用米と対象作物、又は対象作物同士の二毛作であること。
②実需者等との出荷販売契約を締結すること（自家利用計画を含む）
③そばについては、排水対策を行うこと（明渠・暗渠の施工、高畔栽培、心土破砕、畔間排水等）
④麦については、排水対策（明渠・暗渠の施工）、土壌改良資材散布、畝立播種、中耕・土入れ、麦踏み、適期防除、種子消毒、県奨励品種（ふくあかり・きぬあずま・ゆきちから）選択のいずれかの技術に取り組むこと。

取組の確認方法

1，助成対象者
営農計画書又は交付申請書。併せて出荷契約書、販売伝票、栽培管理日誌等による出荷・収穫・販売及び自家利用を行ったことが分かる書類
2，取組要件
①営農計画書等及び現地調査による確認。
②出荷契約書(自家利用計画含む)、販売伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類
③そばについては、作業日誌等排水対策を行ったことが分かる書類又は現地確認
④麦については、作業日誌等いずれかの取り組みを行ったことが分かる書類又は現地確認。

成果等の確認方法

2020年12月末までに、以下の方法で確認する。
・二毛作の取組を行った、麦及びそばの作付取組面積について交付対象面積を集計する。

備考

二毛作の取組については今後も取組面積を維持・拡大する必要があることから、取組要件についての変更は行わず、次年度以降も継続する。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	いわき地域農業再生協議会	整理番号	5（継続）
使途名	わら利用（耕畜連携）		
対象作物	飼料用米の生産ほ場の稲わら（基幹作物）		
単　価	10，000円/10a（上限13，000円/10a）		
課　題	農業経営の効率化において、わら利用といった地域循環型農業は非常に有効な取組であることから、畜産農家からの需要に合わせた飼料用米稲わらの供給を行うことで、資源の有効活用と稲作農家の収益力向上を図るため、わら利用の取組へ助成を行っている。 2019年度は、主食用米への作付け転換によって飼料用米の作付面積が大幅に減少したことに伴い、わら利用取組面積も減少したと考えられるが、市と連携して戸別訪問の中で需要者と供給者のマッチングを図ってきた中では、当該制度を知らない農業者も見受けられた。本市では、転作作物として特に飼料用米を推進することでわら利用取組面積の減少を防いでいくとともに、戸別訪問等により耕畜連携のメリットの周知徹底を図っていく。 本市においては、飼料用米取組者の今後の維持・増加と地域循環型農業の推進のためにも、目標値を維持したまま本助成は継続していく。		

目　標		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
わら利用取組面積	目標		62.6ha	65.7ha	69ha
	実績	59.6ha	48.6ha	41.6ha	

内　容	飼料用米の生産ほ場の稲わら利用の取組をした場合、その取組面積に応じた助成を行う。 （なお、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合については、いずれか一つの取組を選択とし、重複の助成はしない）
具体的要件	1，助成対象者 連携の相手方となる者との間に、（3年間以上を締結期間とする）利用供給協定（利用供給協定含まれるべき事項は別紙2のとおり）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）する農業者又は営農組織とする 2，取組要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。 ①当年産において、飼料用米の作付が行われる水田であること ②そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種子として利用される稲の作付であること ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること ④新規需要米取組計画の認定を受けていること ※稲わらを給餌する畜種は、乳用牛又は肉用牛とする ・飼料用米について、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙4の取組のうち1つ以上に取り組むこと。
取組の確認方法	1，助成対象者 営農計画書、水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書（自家利用計画書）、販売伝票、引渡伝票、 栽培管理日誌等の出荷、販売を行ったことが確認できる書類 2，取組要件 現地確認、営農計画書、新規需要米認定結果通知書、利用供給協定書（自家利用計画書）、 出荷契約書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫を行ったことが分かる書類 飼料用米の生産性向上の取組は、別紙4の取組を行ったことがわかる書類
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 ・わら利用の取組面積について、交付対象面積を集計する。
備考	耕畜連携の取組については今後も取組面積を拡大する必要があることから、取組要件についての変更は行わず、次年度以降も継続する。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	いわき地域農業再生協議会	整理番号	6（継続）
使途名	資源循環（耕畜連携）		
対象作物	粗飼料作物等（粗飼料作物等の範囲は、別紙3に定める作物）（基幹作物）		
単　価	10，000円／10a（上限13，000円／10a）		
課　題	持続可能な農業を目指す循環型農業を推進するためには、粗飼料作物を供給する農家とそれが必要な畜産農家が相互で連携を取り合うための支援が必要であり、本市としても支援を行っていく。 2019年度は、市と連携し、戸別訪問の中で需要者と供給者のマッチングを図ってきたが、聞き取りの中で当該制度を知らない農家が見受けられた。資源循環は農地の有効活用や保全を含めた新たな地域づくりを目指すための重要な取組の一つである。当協議会としても、市と連携し、たい肥供給者リストの窓口での配布や個別訪問等で飼料作物作付者への耕畜連携のメリットの周知徹底を図り、より多くの畜産農家との資源循環の契約締結を目指していく。 以上により、本市においては目標値を維持したまま、資源循環に対する支援を継続する。		

目　標				2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	資源循環取組面積	WCS用稲 飼料作物	目標		26.1ha 3.7ha	29.4ha 4.3ha	32.7ha 5.4ha
			実績	24.9ha 3.5ha	23.3ha 3.1ha	23.3ha 3.1ha	

内　容	資源循環（飼料生産の水田への堆肥散布の取組）の取組をした場合、その取組面積に応じた助成を行う。（なお、同一の水田において複数の耕畜連携の取組を行う場合については、いずれか一つの取組を選択とし、重複の助成はしない）
具体的要件	1，助成対象者 連携の相手方となる者との間に、（3年間以上を締結期間とする）利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別紙2のとおり）を締結する農業者又は営農組織とする 2，取組要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。 ①当該年度における堆肥散布の取組であること ②散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排泄物から生産されたものであること ③堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組交付対象者を除く）であること ④同一年度において、他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること ⑤堆肥の散布量が10a当たり2t又は4㎥以上であること。 （自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお、堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて、散布した面積に限り対象とする） ⑥WCS用稲については、新規需要米取組計画の認定を受けていること ※飼料作物を給餌する畜種は、乳用牛及び肉用牛とする
取組の確認方法	1，助成対象者 営農計画書又は水田台帳、共済細目書及び利用供給協定書、販売伝票、引渡し伝票、栽培管理日誌等の出荷、販売を行ったことが分かる書類 2，取組要件 現地確認、営農計画書、利用供給協定書、販売伝票、引渡伝票、作業日誌等出荷・販売・収穫、堆肥の散布と散布量が分かる写真等 新規需要米認定結果通知書
成果等の確認方法	2020年12月末までに、以下の方法で確認する。 ・資源循環の取組面積について、交付対象面積を集計する。
備考	耕畜連携の取組については今後も取組面積を拡大する必要があることから、取組要件についての変更は行わず、次年度以降も継続する。

※　課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

別紙１

団地化の要件

次のいずれかに該当し、合計面積が 0.8ha 以上になること。

A　２つ以上のほ場が畦畔で接続し、もしくは、農道又は水路等で接続しているもの。
B　２つ以上のほ場が各一隅で接続し、もしくは、段上をなしている２つ以上のほ場の高低差が作業継続に支障のないもの。
C　２つ以上のほ場が当該耕作者宅地に隣接しているもの。
D　同じ進入路に面した２つ以上のほ場の間に一筆のほ場が存在しているもの。
E　２つのほ場の進入間路距離がいずれかのほ場の１辺以下、もしくは、概ね 100m 以下となっているもの。
F　農道及び排水路に囲まれた一連の農地に２つ以上のほ場があるもの。

別紙２

耕畜連携における利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

１　わら利用（飼料用米生産ほ場の稲わらの利用の取組）
（1）　取組の内容
（2）　わらを生産する者
（3）　わらを収集する者
（4）　わらを利用する者
（5）　ほ場の場所及び面積
（6）　刈取時期
（7）　利用供給協定締結期間
（8）　わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担）
（9）　わらを給餌する畜種
（10）その他必要な事項

２　資源循環（飼料生産水田への堆肥散布の取組）
（1）　取組の内容
（2）　供給される飼料作物の種類
（3）　飼料作物を生産する者
（4）　堆肥を散布する者
（5）　ほ場の場所及び面積
（6）　堆肥の散布時期及び量
（7）　利用供給協定締結期間
（8）　堆肥散布の条件（作業分担及び品代・経費の負担）
（9）　粗飼料作物等を給餌する畜種
（10）その他必要な事項

別紙 3

粗飼料作物等の対象作物

青刈りとうもろこし
青刈りソルガム
青刈り麦（らい麦又はえん麦含む。サイレージ化したものも含む）
子実用えん麦
WCS 用稲
青刈りひえ
オーチャードグラス
チモシー
イタリアンライグラス
ペレニアルライグラス
トールフェスク
リードカナリーグラス
アルファルファ
アカクローバー
シロクローバー
飼料用かぶ

（別紙　4）

生産性向上のための取組（いずれかの取組を実施する）

取組内容	備考
多収品種の導入	
直は栽培	
疎植栽培（株間23cm以上広げた栽培）	
乳苗移植	
無代かき移植	
堆肥散布	土壌分析、生育分析のいずれかを踏まえた施肥
肥料・農薬の低減	エコファーマー等での慣行2割以上
プール育苗	
温湯種子消毒	
流し込み施肥	
育苗箱全量施肥	
側条施肥	
農薬の苗箱播種同時処理	
農薬の田植同時処理	
0．8ha以上の団地化	
担い手が行う集積取組	
立毛乾燥	
共同乾燥調製施設（CE、RC）の活用	
収穫・乾燥機械の共同利用	
収穫・流通体制の改善	オペレータやコントラクタ等への作業委託、フレコン・バラ出荷
不作付水田への作付	